

軽・中等度難聴児 補聴器 の購入費のうち 2/3を助成

身体障害者手帳の交付対象とならない
軽度・中等度の難聴児（18歳未満）が
購入する補聴器の費用を助成します。

【お問い合わせ・申請】

南九州市役所 福祉課 障害福祉係(川辺庁舎)

Tel0993-56-1111(内線4154)

知覧支所 福祉課 福祉係

Tel0993-83-2511(内線2182)

額娃支所 福祉課 福祉係

Tel0993-36-1111(内線3181)

■対象者

本市内に住所がある18歳未満で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の方

※ただし市民税課税世帯で所得割46万円以上の方がいる場合は対象外となります。

■助成額

購入費の3分の2

※購入費は市長が定める基準額と比較して少ない方の金額となります。

基準額例：軽度・中等度難聴用ポケット型43,200円、軽度・中等度難聴用耳かけ型52,900円

■助成の流れ

①補聴器を試聴

②交付申請書に指定医師の意見書、見積書、仕様書を添えて申請

③市は申請の内容を審査し、妥当であれば申請者に交付決定を通知するとともに補聴器給付券を交付

④申請者は補聴器給付券に記載された業者に給付券を提出し購入（購入費の1/3を支払い）

⑤市は購入費の2/3を業者に支払い

■その他

申請書、意見書は

南九州市ホームページ

<http://www.city.minamikyushu.lg.jp>

でダウンロードすることができます。